



9月27日、津久見市立第一中学校運動会

- | | | |
|----------------------|----------------------|------------------|
| ● 一日も早い復旧・復興に向けて ……2 | ● こどもの病気対策法 ……10 | ● 公民館だより ……18 |
| ● 台風第18号による災害の概要 ……3 | ● こんにちは津久見高校です ……11 | ● お知らせ ……19～23 |
| ● 災害に関する支援情報 ……4～5 | ● 財政事情の公表 ……12～13 | ● 日直・当番等 ……24～25 |
| ● 災害被災者住宅再建支援金 ……6 | ● 秋の全国火災予防運動 ……14～15 | ● トピックス ……26～27 |
| ● 災害援護資金の貸付 ……7 | ● 福祉情報 ……16 | ● すくすくつくみっ子 ……28 |
| ● 保健だより ……8～9 | ● 子育て応援だより ……17 | |

一日も早い復旧・復興に向けて 全力で取り組みます



9月17日に津久見市を襲った台風第18号では、朝から10時間あまりで約430ミリという記録的な豪雨となりました。河川の氾濫による中心部の大規模浸水や土石流・ガケ崩れなどにより、これまで経験したことのない災害となり、多くの市民が被害を受けました。

被災された方々に対しまして、謹んでお見舞い申し上げます。

災害発生から約1か月半が経過し、これまで飲料水の飲用制限や道路の寸断、ガレキや泥の撤去、さらには避難所生活を余

儀なくされるなど、市民生活に大きな影響をもたらしました。

発災直後から市民の皆様は各区・自主防災会、消防団、市内企業などとともに、片付け作業を続けてきました。全国から五千人を超えるボランティアの支援をいただくとともに、県や国、他の市町村、団体などからさまざまなご協力をいただきまして、多くの支援に対しまして、心から感謝申し上げます。

今後も、生活の再建や事業所の再開、農林水産業の支援、道路・河川・漁港の復旧、水路に溜まった土砂や汚泥の撤去、災害廃棄物の処理など、課題は山積しています。

市では、過去最大となる約40億円の補正予算を組み、一日も早い復旧・復興に向けて、全力で取り組んでまいります。

復旧には道半ばという状況にあります。最近では「がんばろう！津久見」の旗を掲げ、再開した店舗や活動する団体なども見られるようになりました。



「津久見モイカフェスタ+豊後まぐろヨコヅナ」もスタートしました。中心市街地の活性化や津久見の元氣を取り戻すための取組も、市民の皆様と手を携え、心を一つにして、進めてまいります。

これからも復旧・復興の取組は続きます。市民の皆様には、体調に十分留意していただくようお願い申し上げます。

そして、笑顔と活力あふれる「誇りと自信に満ちたまち『津久見』」を目指し、共に歩んでいきましょう。

津久見市長 川野 幸男

9月17日 台風第18号 による災害

9月17日に九州南部を襲った台風第18号により本市も甚大な被害を受けました。その概要、災害関連情報を掲載します。

概要

9月17日 台風第18号
時間120ミリ、110ミリが連続するこれまでに経験のない雨量により多くの被害を受ける。
17日の降雨量
約430ミリ
※前日16日から雨が降っており、2日間で500ミリを超える降雨量となる。



市営グラウンド

被害状況

人的被害

なし

住家・非住家被害

全壊 1棟
半壊 535棟
床上浸水 633棟
床下浸水 666棟
計 1,835棟
(10月18日現在)

被災証明受付件数

1,624件(10月20日現在)
被災証明受付件数
462件(10月20日現在)

被災建物被害確認調査数

1,715棟(10月20日現在)

土木災害

166箇所

(※県管理河川、国道・県道は除く)
河川被害68箇所、道路被害84箇所、橋りょう被害10箇所、その他4箇所
(10月20日現在)



赤木橋

公共下水道等被害

8箇所

(10月20日現在)

農林水産被害

452箇所

(※県管理漁港は除く)

農地被害95箇所、水路被害70箇所、農作物等被害71件、農道被害90箇所、小規模被害77箇所、林道被害29箇所、林産被害2箇所、漁港施設被害3箇所、漁港関連施設被害9箇所、水産施設被害6箇所
(10月20日現在)



彦ノ内谷川

インフラの状況

電気

9月18日 復旧

水道

9月17日

給水制限

9月22日

上水道安全宣言

9月28日

簡易水道安全宣言(保戸島地区以外)

9月29日

簡易水道安全宣言(保戸島地区)

鉄道(JR)

運転見合わせ(臼杵から佐伯)

※代行輸送を実施中

道路

片側交互通行 2路線

全面通行止め 3路線

市道

全面通行止め 19路線

(10月20日現在)

県道

片側交互通行 2路線

全面通行止め 3路線

市道

全面通行止め 19路線

(10月20日現在)

県道

片側交互通行 2路線

全面通行止め 3路線

市道

全面通行止め 19路線

(10月20日現在)

県道

片側交互通行 2路線

全面通行止め 3路線

市道

全面通行止め 19路線

(10月20日現在)

県道

片側交互通行 2路線

全面通行止め 3路線

市道

全面通行止め 19路線

(10月20日現在)

市の態勢

災害対策本部

9月17日 8時30分

災害対策本部設置

活動状況

9月17日 9時50分

避難勧告発令



県道四浦日代線

災害ボランティアの状況

市民ニーズ件数

919件

(キャンセル244件)

完結数

544件

ボランティア参加人数

5,003人

完結率 80・6%

(10月21日現在)



津久見市災害ボランティアセンター

「平成29年台風第18号」に

※掲載している情報は、平成29年10月20日時点の情報です。状況とともに情報が変わっている場合がありますのでご了承ください。詳細については、各担当窓口にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

種別	項目	内容	お問い合わせ
証明書	り災証明書の申請	り災証明書とは、被災した住家等(居住のために使っている建物など)の被害の程度を認定し、証明する書類です。 さまざまな支援制度(公的支援の手続きや公共料金などの減免、保険請求など)の申請の際に必要です。 ※証明書発行は、調査員による家屋調査後となります。	福祉事務所 (市役所新館1階) ☎82-9519
	被災証明書の申請	被災証明書とは、車、家屋、住居以外の工作物(物置、カーポートなど)、家財などが被害を受けたことを証明する書類です。 ※り災証明書とは異なり、被害の程度を判定・証明するものではありません。	※申請は、日日出張所、四浦出張所、保戸島出張所でも受け付けます。
	その他証明書 交付手数料の免除	次の証明書交付等の手数料を免除します。 1. マイナンバーカード再交付手数料 ※免除を受けるためには、り災証明書、または被災証明書が必要です。	市民生活課 (市役所1階) ☎83-4567 (マイナンバー相談室)
住居支援	公営住宅利用	公営住宅の空き部屋を被災された方へ提供できるよう随時入居者募集を行っています。入居要件は床上浸水等によって、ご自宅に住むことができない方を対象とします。	都市建設課 (市役所3階) ☎82-9515
	住宅ローンなどの 免除・減額	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。詳しくは借入先の金融機関等にお問い合わせください。	借入先の金融機関
農業支援	農地および農業用 施設の災害復旧	農地や農業用施設が、著しい被害を受けた方は、復旧に対し補助を受けることができる場合があります。	農林水産課 (市役所3階) ☎82-9514
中小企業支援	中小企業者への支援	【被災地域小規模事業者持続化支援事業】 被災された小規模事業者の復旧に向けた取組を支援します。 ●公募期間 平成29年11月30日まで 【大分県地域産業振興資金】 被災された中小企業者の事業復旧費等に関わる県制度資金の融資が適用されています。 ※その他にも、「特別相談窓口の設置」や「セーフティネット保証4号の適用」など支援制度があります。 詳しくはお問い合わせください。	津久見商工会議所 (中央町) ☎82-5111 商工観光課 (市役所1階) ☎82-9542

よる災害に関する支援情報

種別	項目	内容	お問い合わせ
災害に関する連絡先	被害相談等の連絡先	市道・準用河川、普通河川に関する被害	都市建設課 (市役所3階) ☎82-9515
		山林・農地・農業施設に関する被害	農林水産課 (市役所3階) ☎82-9514
		国・県道・河川に関すること	大分県臼杵土木事務所 (臼杵市) ☎(0972)63-4136
	税金や使用料等の減免・猶予制度についての連絡先	市県民税・固定資産税・国民健康保険税の減免・住宅等に著しい損害を受けた方が減免を受けることができる場合があります。 ※り災証明の調査に基づき、市県民税・国民健康保険税の減免の対象となる方については、12月中旬を目途に申請の案内を送付します。	【市県民税・固定資産税】 税務課 (市役所別館1階) ☎82-9512 【国民健康保険税】 健康推進課 (市役所1階) ☎82-4147
		後期高齢者医療保険料の減免、国民健康保険および後期高齢者医療の一部負担金の減免・猶予 ・被保険者またはその属する世帯の世帯主が、住宅等に著しい損害を受けた場合、減免を受けることができる場合があります。 ※り災証明の調査に基づき、減免の対象となる方については、12月中旬を目途に申請の案内を送付します。	健康推進課 (市役所1階) ☎82-4147
		介護保険料・介護サービス等の利用料の減免 ・被保険者またはその属する世帯の世帯主が、住宅等に著しい損害を受けた場合、減免を受けることができる場合があります。 【介護保険料】 り災証明の調査に基づき、減免の対象となる方には、12月中旬を目途に戸別に申請書等を送付します。 【介護サービス等の利用料】 別途、同時期頃にお知らせします。 ※なお、いずれも減免となれば、10月分から3月分までを減免または還付します。	長寿支援課 (市役所1階) ☎82-9533
		上下水道料金および簡易水道料金に関すること	上下水道課 (市役所別館1階) ☎82-9517
		児童扶養手当支給制限の適用除外 ・住宅等に著しい損害を受けた方が、児童扶養手当支給制限の適用除外を受けることができます。	福祉事務所 (市役所新館1階) ☎82-9519
		国民年金保険料の免除 ・国民年金第1号被保険者が、住宅等に著しい損害を受けた場合、減免を受けることができます。	日本年金機構 佐伯年金事務所 (佐伯市) ☎(0972)22-1970 健康推進課 (市役所1階) ☎82-4147

災害被災者住宅再建支援金のお知らせ

1. 支援対象者

- ・災害発生時、津久見市に居住しており、居住する住宅（店舗・倉庫等は、対象外）が全壊、大規模半壊、または倒壊による危険を防止するため、解体されるに至った世帯の世帯主。
- ・災害発生時、津久見市に居住しており、居住する住宅（店舗・倉庫等は、対象外）が半壊、床上浸水に至った世帯のうち、引き続き津久見市に居住する世帯の世帯主。

2. 支援金の内容

- ・災害被災者住宅再建支援金は、①基礎支給支援金と②加算支給支援金がありますので、内容をご確認の上、申請してください。

①基礎支給支援金（世帯の状況・住宅の被害状況に応じて、支給します。）

世帯の状況・被害の状況	全壊・解体	大規模半壊・半壊	床上浸水
単身世帯	750,000円	375,000円	37,000円
2人以上の世帯	1,000,000円	500,000円	50,000円

②加算支給支援金（住宅が全壊・解体、大規模半壊、半壊した場合に、世帯の状況・被災後の住宅の確保状況に応じて、支給します。）

世帯の状況・住宅の確保状況		建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅を除く)
単身世帯	全壊・解体・大規模半壊	1,500,000円	750,000円	375,000円
	半壊	600,000円	600,000円	375,000円
2人以上の世帯	全壊・解体・大規模半壊	2,000,000円	1,000,000円	500,000円
	半壊	800,000円	800,000円	500,000円

※住宅の被害状況は、り災証明書の「被害の程度」となります。

※「解体」については、住宅が「大規模半壊」または「半壊」のり災証明を受け、やむを得ない事由があった場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。

3. 申請手続

①申請期間

基礎支給支援金	13か月間	平成30年10月16日まで
加算支給支援金	37か月間	平成32年10月16日まで

②申請に必要なもの

- ・支援金支給申請書（窓口にあります。） ・印鑑（シャチハタは、不可）
- ・り災証明書（原本） ・住民票（申請時に同意書を提出した場合は、不用）
- ・世帯主名義の通帳の写し（銀行・支店名またはゆうちょ銀行「記号・番号」、預金種目、口座番号、世帯主本人名義「フリガナ名」の記載があるもの）
- ・解体した場合：住宅解体証明書または滅失登記簿謄本
- ・加算支給支援金を申請する場合：住宅の建設・購入・補修・賃貸に係る契約書等の写し

③申請窓口等 場所：市役所大会議室

※日代出張所、四浦出張所、保戸島出張所でも、受け付けます。

問い合わせ先 災害被災者住宅再建支援事業 専用ダイヤル TEL82-8018

災害援護資金の貸付のお知らせ

1. 対象となる世帯

世帯主が「平成29年台風第18号」災害でおおむね1か月以上の療養期間が必要な負傷を負った世帯、または住居の損害(全壊、半壊)、家財の損害等を受けた世帯の世帯主に対して貸付を行います。貸付の対象となる方は、被害を受けた方で次の要件を満たす世帯の世帯主の方です。(世帯人数により、所得制限があります。)※申請の際に連帯保証人の設定が必要です。

2. 貸付限度額

【貸付限度額】

(1) 世帯主におおむね1か月以上の療養期間が必要な負傷があった場合

被害の種類や程度	限度額
ア. 家財及び住居の損害がない場合	150万円
イ. 住居に損害はないが、家財のおおむね1/3以上に損害を受けた場合	250万円
ウ. 住居が半壊した場合	270万円 (350万円)
エ. 住居が全壊した場合	350万円

(2) 世帯主が負傷していない場合

被害の種類や程度	限度額
ア. 住居に損害はないが、家財のおおむね1/3以上に損害を受けた場合	150万円
イ. 住居が半壊した場合	170万円 (250万円)
ウ. 住居が全壊した場合(下記エ.の場合を除く。)	250万円 (350万円)
エ. 住居の全体が滅失し、又は流失した場合	350万円

※上記の()内の限度額は、被災した住宅を建て直すにあたり残存部分を取り壊さざるを得ない場合の金額になります。

3. 償還期間

10年(据置期間の3年間を含む)

4. 償還方法

(元利均等償還) 年賦 (繰上げ償還可)

5. 申請手続

① 申請に必要なもの

- ・ 借入申込書(窓口に用意しています。) ・ 印鑑(シャチハタは、不可)
- ・ 災害証明書(原本) ・ 住民票、所得・納税証明書(同意書を提出した場合は、不用)
- ・ 印鑑証明書
- ・ 世帯主名義の通帳の写し(銀行・支店名またはゆうちょ銀行「記号・番号」、預金種目、口座番号、世帯主本人名義「フリガナ名」の記載があるもの)

※世帯主に負傷があった場合は、診断書が必要になる場合があります。

② 申請期間 平成29年12月28日(木)まで

③ 受付時間 午前8:30から午後5:00まで

④ 受付窓口 市役所大会議室 ※日代出張所、四浦出張所、保戸島出張所でも、受け付けます。

問い合わせ先 災害援護資金事業 専用ダイヤル TEL82-8018

インフルエンザ予防接種一部助成のお知らせ

疾病の感染予防、病状の軽減および重症化の防止を図ることを目的に、平成29年10月1日からインフルエンザの予防接種に対する助成を行います。

■接種期間 / 平成29年10月1日～平成30年1月31日

■対象者 / 津久見市に住所がある方で、次のいずれかに該当する方

対象者	接種回数(助成回数)	自己負担額	準備するもの
①接種時に65歳以上の方 ②接種時に60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓または呼吸器に障がいがあり、自己の身の辺の日常生活活動に障がい(障害者手帳1級)がある方	1回	1,500円 ※生活保護受給者については全額助成	健康保険証または生活保護受給証明証 ②に該当する方は障害者手帳
③生後6月～13歳未満	2回	接種費用額から	母子健康手帳
④13歳以上～中学生	1回	1,000円助成した額	

■実施医療機関

医療機関名	住所	電話番号	医療機関名	住所	電話番号
秋岡医院	徳浦本町7-3	82-2617	小手川内科クリニック	網代95-19	84-9221
池邊整形外科	津久見浦3825-72	82-3588	後藤医院	中央町30-23	82-3200
大石医院	上宮本町22-14	82-2014	つくみクリニック	宮本町2-23	85-0055
小田クリニック	港町9-3	82-0280	姫野胃腸科クリニック	千怒6045-5	85-0369
小宅医院	港町10-24	82-2015	深江医院	宮本町9-19	82-2348
金田医院	高洲町19-10	82-2881	保戸島診療所	保戸島880-1	87-2320
津久見中央病院	千怒6011	82-1123	薬師寺医院	入船西町11-24	82-3085

※①、②に該当する方のみ市外の契約医療機関でも接種することができます。

■申込み / 実施医療機関に直接予約し、予診票等にご記入の上接種してください。

新共栄鉱業株式会社に川野市長が激励訪問しました

平成29年度大分県優秀健康経営事業所として、新共栄鉱業株式会社が表彰されました。(県内5事業所) 9月12日、川野市長が新共栄鉱業株式会社を訪問し、取り組み報告を受けました。

会社では『親会社のグループ経営理念にある「社会への貢献」と企業理念「地域社会と共に」に基づき、健康経営を「地域からお借りした大切な人という資源を、地元にお返しする時が来ても、まだまだ元気で地域で活躍して頂きたい。そのために可能な限り健康を維持し、地域で活躍できる人をお返しする。』と考え、健康増進に向けた継続可能な取り組みを行う。』という考えで健康づくりに取り組んでいます。

主な活動は…

- 週礼での健康関係記事の紹介による知識向上
- 朝礼時のラジオ体操
- 昼休み時間の軽運動実施
- 毎日の体重測定
- 外部スポーツ行事への参加
- 地域行事への積極的な参加 などです(昨年度の活動)。



意識してウォーキングを行うようになった。間食をしなくなった等の成果がでています。



今後も会社ぐるみで健康づくりを継続していきます!

●申込・問い合わせ先 / 健康推進課 ☎82-9523



母子保健事業

4カ月児健診

11月9日(木) 市民会館

受付 13時15分～13時30分

対象 平成29年6月生まれ

10カ月児健診

11月9日(木) 市民会館

受付 13時30分～13時45分

対象 平成29年1月生まれ

3歳6カ月児健診

11月16日(木) 市民会館

受付 13時15分～13時30分

対象 平成26年2月～3月・4月生まれ

※子どもさんの体調が悪い場合は、延期しましょう。

※母子健康手帳を忘れずに。

※案内時に同封した問診票を記入してお持ちください。

【お知らせ】

3歳6カ月児健診の対象者が変更してありますのでご注意ください。

《平成29年度 巡回型特定健診・がん検診日程表》

9月実施予定の巡回型健(検)診が中止になり、ご迷惑おかけしましたことをお詫びいたします。

下記のとおり、2日間追加健(検)診を設けました。両日とも総合健診となっていますので、是非ご利用ください。

※9月実施予定だった検診で一度ご予約された方も、乳がん検診のみ再度予約が必要です。

実施日	場所(受付時間)	特定健診	実施項目					
			がん検診					
			胸部レントゲン	胃がん	子宮がん	大腸がん	骨密度	乳がんマンモ 超音波
11月13日(月)	市役所大会議室 (9:00～10:30)	○	○			○		
《追加》 11月22日(水)	津久見市民会館 (9:00～11:00)	○	○	○	○	○	○	○
11月25日(土)	津久見市民会館 (9:00～11:00)				○			○
《追加》 2月 3日(土)	津久見市民会館 (9:00～11:00)	○	○	○	○	○	○	○

※ 乳がん検診のみ事前予約が必要です。

※ 特定健診を受診される方は、必ず、受診券・保険証をお持ちください。

※ がん検診を受けられる方は、当日会場にお越しください。

※ 特定健診・胃がん検診を受診される方は、前日の夜9時以降、検診日の朝を含め何も食べられませんが、検査2時間前までは、コップ2杯程度の水(白湯)は飲んで構いません。疾患による薬の服用は、検査の2時間前までに水または白湯で済ませてください。たばこも吸わないでください。

眠れないときの対応

台風第18号の被災にともない、眠れていない方も多いのではないのでしょうか?被災後は眠れなくなることありますが、これは危機的状況に対処するための自然な反応です。



眠れないときにできること

- できる範囲で自分のペースで休みましょう。
- 日中は太陽の光を浴びたり、活動したりして、昼夜のメリハリをつけてみましょう。
- 昼間に眠れる場合は、昼でも眠るとよいでしょう。
- 夜に寝つけない時は、自然な眠気が来るまで静かに横になってみましょう。靴下や手袋を身に着けて手足を暖かく保つことも効果的です。
- 横になって過ごすことが苦痛な場合は、少し明るい部屋で座って過ごすことで気持ちが落ち着くこともあります。
- (眠れないお子さんがいる場合) 年長のお子さんでも添い寝をしてあげるとよいでしょう。

※眠れない以外にも体調面でのご相談がある場合は、健康推進課までお問い合わせください。(☎82-9523)

こどもの病気対策法⑪⑩

－夜間のこどもの耳痛－

大分大学客員教授 是 松 聖 悟

先の台風に関する被害で、市民の方々にお見舞い申し上げます。一日でも早くもとの生活に戻ることをお祈り申し上げますとともに、子どもの心身のことでお困りが生じましたら、何なりとお申し付けください。

今年度、子どものいるご家庭に配布してきた、夜間のこどもの病気対策フローチャートの改訂をしています。今回は「夜間のこどもの耳痛」です。

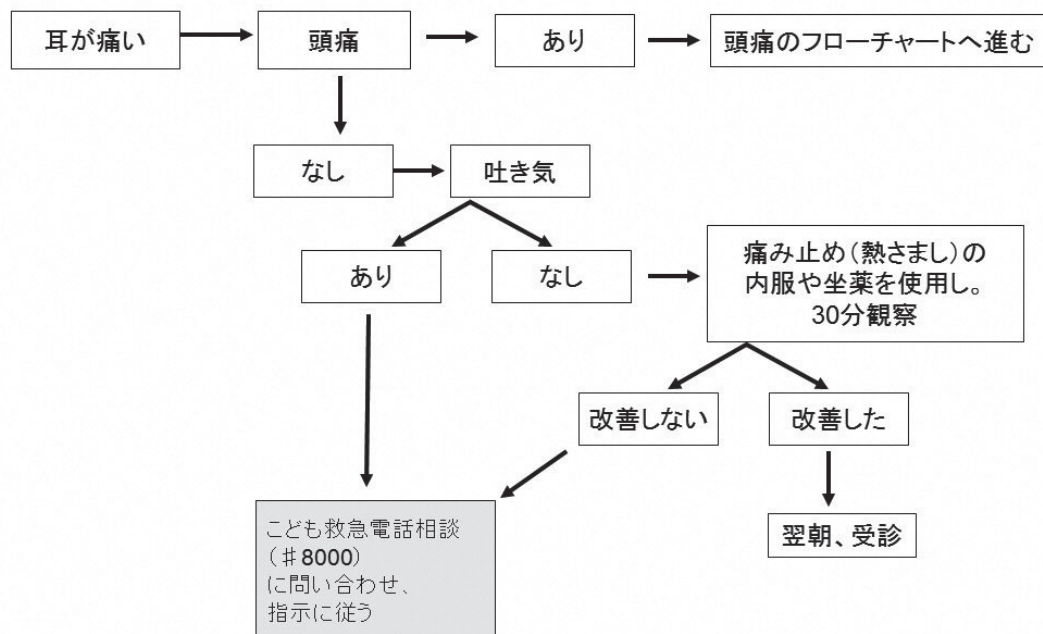
耳やその周囲が痛い原因としては中耳炎、外耳炎、おたふく風邪、リンパ節炎などがあります。今の子どもはヒブワクチンや肺炎球菌ワクチンを接種しているので、中耳炎を起こすことは減りました。そして、津久見の子どもは、おたふく風邪ワクチンも、市の公費助成によって接種している子が多いので、おたふく風邪にたとえかかって重症化することはほとんどありません。

ですから、ワクチンをしつ

かりしている津久見の子どもは夜間の耳の痛みの多くは急を要するものではないことが予想されます。まずは頭痛や吐き気がないか、観察してください。頭痛があれば、このコーナーでもご説明した頭痛のフローチャートへ進んでください。頭痛はないが、吐き気がある場合は、こども電話相談#8000に相談されてください。

耳は痛い、頭痛も吐き気もない場合は、熱さましのお薬を使ってみましょう。熱さましのお薬は痛み止めにもなりますので、熱がなくても使って構いません。このような場合に備えて、家庭には熱さましのお薬（内服薬でも座薬でも）をストックしておくことをお勧めします。それを使って痛みが治まって眠れるのであれば、心配する状態ではないと思われます。しかし、痛みが改善しない場合は、こども電話相談に相談してください。もちろん、そのようなことがあれば、朝、症状が軽

夜間のこどもの耳痛 フローチャート



くなっている津久見の子どもは夜間の耳の痛みの多くは急を要するものではないことが予想されます。まずは頭痛や吐き気がないか、観察してください。頭痛があれば、このコーナーでもご説明した頭痛のフローチャートへ進んでください。頭痛はないが、吐き気がある場合は、こども電話相談#8000に相談されてください。

トはあくまで目安です。心配事があれば、こども電話相談に問い合わせてください。

がんばろう!津久見



台風第18号で被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

9月17日(日)午後、目を疑うような光景が、テレビ画面やインターネットで映し出されました。駅も市役所も商店街も水に浸かり、本校にも多くの被害が出ました。その中で、生徒はたくましく、学校内外の泥出しや清掃に精一杯の取り組みをしてくれました。

復旧・復興の道は長く厳しいものかも知れませんが、ここが“津久見っ子”の真価を発揮するところ。励まし合いながら、みんなでがんばっていきましょう!

工業科2年生インターンシップ!

工業科2年生のインターンシップ(職場体験実習)を、生産機械科(39名)は9月6日(水)~8日(金)、電気電子科(39名)は9月12日(火)~14日(木)に実施させていただきました。日常業務で大変お忙しい中、快くお引き受けいただきました事業所の皆さま、本当にありがとうございました。お陰さまで、学校では体験できない社会人としてのマナーや働くことの大変さなどを実感できた3日間となりました。



平成29年度工業科インターンシップ実習先

生産機械科

	事業所名	所在地
1	株式会社戸高鋳業社	津久見市
2	株式会社ヤクテツ	
3	株式会社鳥繁産業	
4	松井アルファス株式会社	
5	有限会社江藤モーター	
6	大分みそ協業組合	臼杵市
7	株式会社臼杵造船所	
8	大分トヨタ自動車株式会社臼杵店	
9	キャノン(株)大分ものづくり人材育成センター	大分市

電気電子科

	事業所名	所在地
1	豊南電工株式会社	津久見市
2	フンドーキン醤油株式会社	臼杵市
3	富士甚醤油株式会社	
4	日本電気保安株式会社	佐伯市
5	キャノン(株)大分ものづくり人材育成センター	大分市
6	KCS大分情報専門学校	

津久見高校同窓会 創立60周年記念大会

平成30年1月28日(日) 14:00~
於: 津久見市民会館

※詳細は別途ご案内します。奮ってご参加ください。

行事予定の変更

津高祭(文化の部)

10/4(水)・5(木) → 11/15(水)・16(木)

津高祭(体育の部)

10/6(金) → 11/17(金)

ふるさと振興祭

10/28(土)・29(日) → 11/18(土)・19(日)

津久見高校からのお知らせ: ホームページ(<http://kou.oita-ed.jp/tukumii/>)、Facebook(<https://www.facebook.com/tukumikoukou/>)もご覧下さい! 本校では、地域に根ざした学校づくりを進めております。ご意見やご要望等があればご連絡ください。☎82-4126

こん
に
ち
は
津
久
見
高
校
で
す



●題字: 総合ビジネス科3年 有馬貴尋(保戸島中)

●イラスト: 普通科3年 山木遥加(臼杵西中)

■ 特 別 会 計
 （特定の事業を行う場合一般の歳入歳出と区別して経理する会計）

会 計 名	予 算 額	収 入 済 額	支 出 済 額
国 民 健 康 保 険 事 業	30億5457万9千円	11億6889万8千円	12億6042万6千円
都市計画土地区画整理事業	1億 593万3千円	147万2千円	4902万2千円
奨 学 資 金 事 業	1057万4千円	575万6千円	466万2千円
簡 易 水 道 布 設 事 業	7451万7千円	542万8千円	1873万8千円
公 共 下 水 道 事 業	8億6700万2千円	7333万9千円	1億8490万 円
後 期 高 齢 者 医 療	3億 67万4千円	9283万7千円	9032万3千円
介 護 保 険 事 業	26億2913万7千円	10億9804万6千円	10億7540万1千円
合 計	70億4241万6千円	24億4577万6千円	26億8347万2千円

★市が借りているお金

会 計 名	借 入 額
一 般 会 計	109億 528万1千円
都市計画土地区画整理事業会計	3億6046万6千円
簡 易 水 道 布 設 事 業 会 計	1億7312万5千円
公 共 下 水 道 事 業 会 計	31億6935万2千円
総 額	146億 822万4千円

★市の財産状況

土 地	192万8510㎡	55億7672万4千円
建 物	10万8408㎡	60億8493万4千円
車 輛	88台	1億6584万 円
基 金	—	43億2633万5千円

■ 貸借対照表 (平成29年9月30日)

借 方	金 額	貸 方	金 額
1. 固定資産	31億7105万 165円	3. 固定負債	5億4958万9716円
①有形固定資産	31億2032万5865円		
②無形固定資産	2万4300円	4. 流動負債	4216万2861円
③投資	5070万 円	①企業債	2999万5459円
		②預り金	11万 円
2. 流動資産	8億1764万8715円	③その他流動負債	1205万7402円
①現金預金	7億7491万9151円		
②未収金	3437万6810円	5. 繰延収益	5億5753万8939円
③貸倒引当金	△24万 円		
④貯蔵品	143万9366円	6. 資本金	16億 638万2671円
⑤その他流動資産	715万3388円		
計	39億8869万8880円	7. 剰余金	12億3302万4693円
		①資本剰余金	401万6322円
		②利益剰余金	12億2900万8371円
		計	39億8869万8880円

損益計算書 (平成29年4月1日～平成29年9月30日)

給水人口：1万6,655人	借 方	金 額	貸 方	金 額
給水戸数：7,513戸	営 業 費 用	6681万8181円	営 業 収 益	1億5097万2562円
給水栓数：7,786栓	営 業 外 費 用	600万5708円	営 業 外 収 益	135万2907円
有収水量：100万7,230㎥	特 別 損 失	10万8840円		
総配水量：121万919㎥	当 期 純 利 益	7939万2740円		
1日平均：6,617㎥	計	1億5232万5469円	計	1億5232万5469円

■ 臼津広域連合予算執行会計 (平成29年度上半期 平成29年9月30日現在)

歳 入	(単位：円)		
款	予算現額	収入済額	予算現額に対する収入増減
分担金及び負担金	84,067,000	42,036,000	△ 42,031,000
使用料及び手数料	10,800,000	5,134,600	△ 5,665,400
繰 越 金	1,000	7,750,858	7,749,858
諸 収 入	101,000	37,859	△ 63,141
歳 入 合 計	94,969,000	54,959,317	△ 40,009,683

歳 出	(単位：円)		
款	予算現額	支出済額	残 額
議 会 費	480,000	34,560	445,440
総 務 費	1,736,000	392,213	1,343,787
民 生 費	12,426,000	4,252,239	8,173,761
衛 生 費	74,641,000	25,791,069	48,849,931
公 債 費	5,486,000	2,746,288	2,739,712
予 備 費	200,000	0	200,000
歳出合計	94,969,000	33,216,369	61,752,631

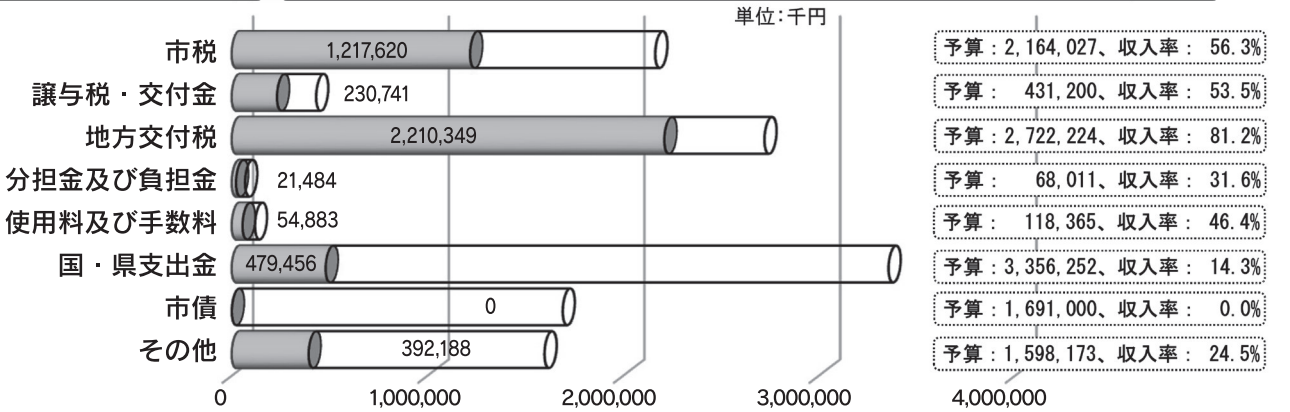
財 政 事 情 の 公 表

平成29年度 上半期【平成29年9月30日現在】

平成29年台風第18号により、津久見市は大きく被害を受けました。
 被災に伴い、歳出では主に災害復旧費が増額されており、歳入ではこれらの災害関連経費の財源として、
 国・県支出金のほか、基金の繰り入れ等が増額されています。

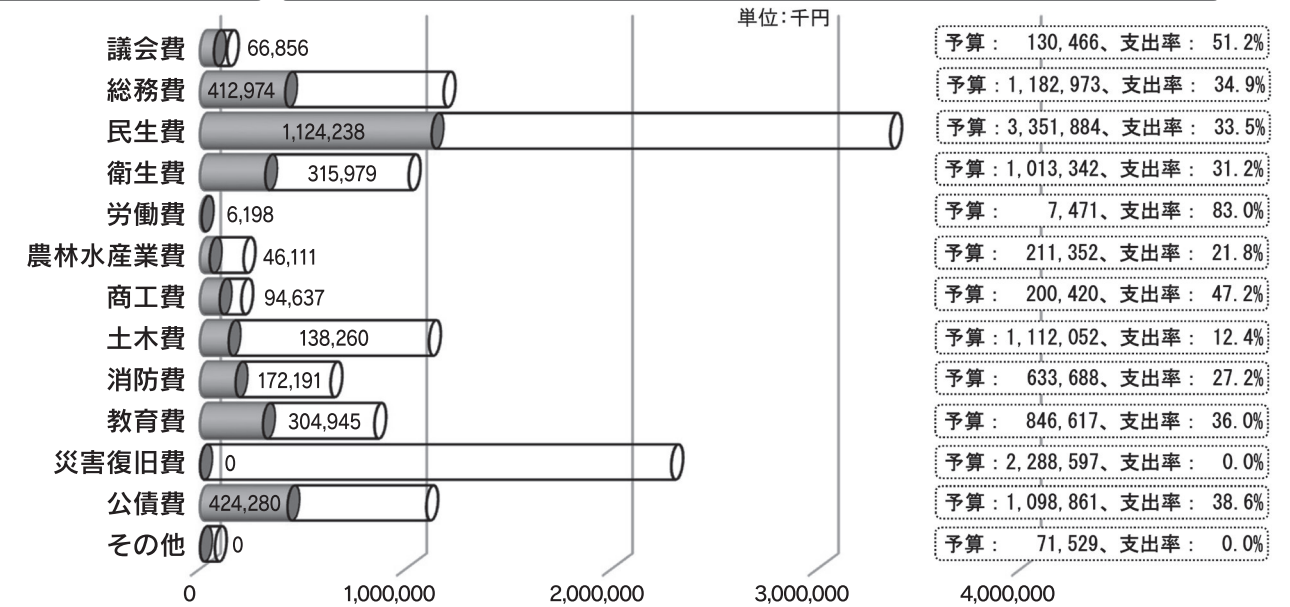
一般会計 歳入

予算額：12,149,252千円、収入済額：4,606,721千円、収入率：37.9%



一般会計 歳出

予算額：12,149,252千円、支出済額：3,106,669千円、支出率：25.6%



☆市民1人当たりの税負担額 119,033円

個人住民税	35,975円
法人市民税	10,479円
固定資産税	58,350円
軽自動車税	2,725円
市たばこ税	5,775円
鉱 産 税	2,088円
都市計画税	3,641円

※金額は、平成29年9月末日の人口
 18,180人で計算しています。

☆市民1人当たりの市の予算 668,276円

議 会 費	7,176円
総 務 費	65,070円
民 生 費	184,372円
衛 生 費	55,739円
農林水産費	11,626円
商 工 費	11,024円
土 木 費	61,169円
消 防 費	34,856円
教 育 費	46,569円
公 債 費	60,444円
そ の 他	130,231円
(うち災害復旧費)	125,885円)

住宅用火災警報器を設置・維持管理をしましょう

※消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。まだ設置していない家庭は早急に設置しましょう！

また、住宅用火災警報器には交換時期があります。設置してから10年を目安に交換してください。

・住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。通常は、感知部と警報部が一つの機器の内部に包含されていますので、機器本体を天井や壁に設置するだけで、機能を発揮します。

・住宅用火災警報器は
普段就寝に使用している寝室・2階に寝室がある場合は、その階段の上部が設置義務です。
他にも台所や居間などは任意ですが設置することで火災をいち早く察知でき被害の軽減につながります。

・住宅用火災警報器の電源に電池を用いる物は電池交換が必要です。電池切れの際は警告音や音声、ランプで交換時期を知らせてくれますので、忘れずに電池交換してください。

・住宅用火災警報器は定期的に作動確認をしてください。警報器にはボタンを押す型とひもを引っ張る型があります。正常な場合はボタンを押したりひもを引っ張ったりすると警報音や音声が出ますが、音が鳴らない時は電池がきちんとセットされていないか、電池切れ又は機器の故障などが考えられます。

・住宅用火災警報器は、電気店・LPガス販売店・ホームセンターなどで購入できお値段は感知タイプや電池の寿命、警報音の種類などにより異なりますが、1個3千円～1万円程度で購入できます。

・消防職員による住宅用火災警報器の訪問販売をすることはありません。



●問い合わせ先 / 津久見市消防本部 予防係 ☎82-5211

秋季全国火災予防運動の実施 11月9日(木)～11月15日(水)

「火の用心 ことばを形に 習慣に」

平成29年度全国統一防火標語

火災予防運動の目的

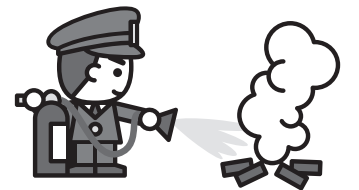
この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とし実施するものです。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント



3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント を守り火災を起こさないようにしましょう

乾燥時と強風時には火災に注意しましょう。

今年、枯草などの焼却をしていて、火が他の物に燃え移ったり、燃え広がったりして用意していた水や消火器などでは消火できず火災になった事例が多数発生しています。火の取扱いには十分注意してください。

たき火などで著しい煙の発生や、大きな火災が発生するおそれのある場合は、火災予防条例に基づく消防署への届出が必要となります。

なお、この届出は事前に焼却行為を把握し誤報により、消防機関が出動する混乱を避けるものであり、届出を受理することにより、他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。